

## 「水生生物の保全に係る水質環境基準の設定について」

平成15年9月にとりまとめられた中央環境審議会答申「水生生物の保全に係る水質環境基準の設定について」を受け、同年11月5日付けで、亜鉛を環境基準として設定する旨の告示を行った。また、同日付けで、クロロホルム、フェノール及びホルムアルデヒドを要監視項目として設定する旨、関係地方公共団体あて通知した。

また、水生生物保全に係る水質環境基準の設定が我が国では初めてであることにかんがみ、環境基準の設定に伴い今後推進されるべき施策を効果的なものとするため、引き続き中央環境審議会水環境部会に小委員会を設け、環境基準の運用、環境管理等水生生物の保全に係る重要事項について審議することとし、平成15年12月に第1回の小委員会を開催したところである。

今後は、小委員会における検討が終了次第、具体の水域の類型当てはめや環境管理施策の検討を行う予定である。

### （水生生物保全環境基準の概要）

#### 1 水生生物保全に係る水質環境基準の性格

環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準は、健康項目と生活環境項目の2つに分類して設定しているが、今回の水生生物保全に係る環境基準は、生活環境項目に位置付けるもの。

#### 2 環境基準値

生活環境上、有用な水生生物及びその餌生物並びにそれらの生育環境の保護を対象とするという観点から、内外の毒性評価に係る文献を参考に、専門家による総合的な検証を経て導出。

環境基準等の水域類型及び基準値等は別表のとおり。

#### 3 適用

国又は都道府県により水域ごとに環境基準の類型指定を行い、類型ごとに定められた基準値を適用する。

&lt; 環境基準等の水域類型及び基準値等 &gt;

環境基準項目		(単位: µg/L)	
項目	水域	類型	基準値
全亜鉛	淡水域	生物A	30
		生物B	30
		生物特A	30
		生物特B	30
	海域	生物A	20
		生物特A	10

要監視項目		(単位: µg/L)	
項目	水域	類型	指針値
クロロホルム	淡水域	生物A	700
		生物B	3,000
		生物特A	6
		生物特B	3,000
	海域	生物A	800
		生物特A	800
フェノール	淡水域	生物A	50
		生物B	80
		生物特A	10
		生物特B	10
	海域	生物A	2,000
		生物特A	200
ホルムアルデヒド	淡水域	生物A	1,000
		生物B	1,000
		生物特A	1,000
		生物特B	1,000
	海域	生物A	300
		生物特A	30

(注)

- ・環境基準項目：水環境の汚染を通じ人の健康又は生活環境に影響を及ぼすおそれがあり、また、水質汚濁に関する施策を総合的にかつ有効適切に講ずる必要があると認められる項目
- ・要監視項目：公共用水域等における検出状況等からみて、現時点では直ちに環境基準項目とはせず、引き続き環境中の検出状況等に関する知見の集積に努めるべきと判断される項目
- ・生物A類型：淡水域においては、イワナ・サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域  
海域においては海生生物の生息域
- ・生物B類型：淡水域でコイ・フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域
- ・生物特A類型：淡水域においては、イワナ・サケマス等比較的低温域を好む水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生息場等として特に保全が必要な水域  
海域においては、海生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生息場等として特に保全が必要な水域
- ・生物特B類型：淡水域でコイ・フナ等比較的高温域を好む水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生息場等として特に保全が必要な水域